

○昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

(平成二十年三月十日)

(国土交通省告示第二百八十三号)

改正	平成二〇年	三月三十一日	国土交通省告示第	四一五号	
	同	二一年	九月二八日	同	第一〇二四号
	同	二四年	一二月一二日	同	第一四四九号
	同	二七年	一月二九日	同	第一八七号
	同	二七年	一二月二八日	同	第一二七四号
	同	二八年	四月二五日	同	第七〇八号
	同	二八年	一一月一日	同	第一一七九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第二項及び第三項の規定に基づき、この告示を制定する。

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項の規定に基づき、第六条第三項に規定する昇降機及び第六条の二の二第三項に規定する観光用エレベーター等（以下単に「昇降機」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する検査及び法第十二条第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第六条の二の三第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から第六までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとし、併せて、前回の定期検査等以降に不具合が生じている場合にあつては、当該不具合に係る同表（い）欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項につ

いて削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。) にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター（次号から第四号までに掲げるものを除く。）

別表第一

二 油圧エレベーター（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 別表第二

三 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 別表第三

四 階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの 別表第四

五 エスカレーター 別表第五

六 小荷物専用昇降機 別表第六

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた昇降機に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 昇降機の検査結果表は、施行規則第六条第三項及び第六条の二の二第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第一第一項第一号に規定する昇降機 別記第一号

二 第一第一項第二号に規定する昇降機 別記第二号

三 第一第一項第三号に規定する昇降機 別記第三号

四 第一第一項第四号に規定する昇降機 別記第四号

五 第一第一項第五号に規定する昇降機 別記第五号

六 第一第一項第六号に規定する昇降機 別記第六号

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年三月三十一日国土交通省告示第四一五号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年九月二八日国土交通省告示第一〇二四号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定にかかわらず、法第十二条第三項に基づく検査及び報告並びに同条第四項に基づく点検については、平成二十二年三月二十七日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二四年一二月一二日国土交通省告示第一四四九号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八七号)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二八日国土交通省告示第一二七四号) 抄
(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇八号)

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一日国土交通省告示第一一七九号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表第一

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 機 械 室 を 有 し な い エ レ ベ ー タ	(一)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十九条の九第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。
			手すりの位置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実でないこと。
			機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。	通行経路の寸法が高さ一・八メートル未満又は幅〇・七メートル未満であること。

一 に あ っ て は 、 共 通)		階段の状況	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	令第百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	
	(二)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。
			壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。
			照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。
			開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにおいて、その設定を確認する。	令第百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
	(三)	機械室の床の貫通部	貫通部の状況	機械室又はかご上において目視により確認する。	主索、調速機ロープ等が機械室の床の貫通部分と接触していること。
(四)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千四百十三号（以下「特殊告示」という。）第一第一号ロ又は第三	

				号トの規定に適合しないこと。	
			制動装置等の開放の状況	制動装置等の作動の状況を確認する。 制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。	
(五)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。 電氣的に開閉しないこと。	
(六)		接触器、	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。 昇降機が正常に作動しないこと。	
		継電器			
		及び運	電動機主回路用	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。
		転制御	接触器の主接点		ロ 変形があること。
		用基板	の状況		
			ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。 イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。	
(七)		ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。 ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	
(八)		絶縁	電動発電機、電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電	絶縁抵抗計等により測定する。 回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては〇・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこ	

			圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。)		と。
(九)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(十)	階床選択機		表示灯の点灯の状況	目視により確認する。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。
			呼びの応答の状況	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。
(十一)	巻上機	減速歯車	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
			歯の状況 (ウォーム・ホイール式のものに限る。)	異常音及び異常な振動がないか確認し、異常音又は異常な振動が認められる場合にあつては、歯の段差及び欠損について目視により確認し又は測定する。	イ 歯厚が設置時の八分の七未満であること又は運行に支障が生ずるおそれがある歯の欠損があること。 ロ 異常音又は異常な振動があること。
(十二)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況 (巻胴式のものを除く。)	主索及び溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りが十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること	

				若しくはU溝を除く溝で主索が底当たりしていること又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること。
		回転の状況	振動を触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音又は異常な振動があること。
		欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
(十三)	軸受	発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
(十四)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。
		制動力の状況	かごの無積載上昇時（巻胴式にあつてはかごの無積載下降時）のブレーキの制動を確認する。	ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。
		保持力の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認する。	平成十二年建設省告示第千四百二十九号（以下「制御器告示」という。）第一第一号の規定に適合しないこと。

			<p>ロ ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認する。</p> <p>ハ かごに荷重を加え、かごの位置を確認する。</p>	
	パッドの厚さの状況	<p>パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。</p>	<p>イ 運行に支障が生じている又は次回の定期検査時若しくは定期点検時までにはパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。</p>	
			<p>ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの一・二倍（電気制動式のものにあつては、一・一倍）以下であつて、重点的な点検が必要な状態にあること。</p>	
	パッドとドラム及びディスクとの接触の状況 (同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	<p>目視及び聴診により確認する。</p>	<p>走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。</p>	
	ブレーキ制動時のプランジャー	<p>かごを保持している状態において目視により</p>	<p>イ プランジャーが他の機器等と干渉して</p>	

		の状況	確認し、ストロークを測定する。	いること又はプランジャーのストロークが要是正となる基準値から外れていること。
				ロ プランジャーのストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
		構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
		摩耗粉の状況 (電気制動式のものに限る。)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視により確認する。	パッド等の摩耗粉があること。
		作動時の状況 (電気制動式のものに限る。)	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。
(十 五)	そらせ車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検又は緩み確認マークの位置等の点検（以下「テストハンマーによる打検等」という。）により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(十 六)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。

				と。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
		整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。
		ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から五ミリメートル以内であること。
(十七)	電動発電機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
		整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。
		ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から五ミリメートル以内であること。
(十八)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。
		ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。
(十九)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計又は電子式速度表示装置（以下単に「瞬間式回転速度計」という。）により測定する。	定格速度の百二十五パーセントを超えていること。
二 共)	(一)	かご側調速機	滑車の状況	目視により確認する。 欠損又はき裂があること。

通		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		支点部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。	
				ロ 給油が不十分であること。	
		過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。	
		過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	平成十二年建設省告示第千四百二十三号（以下「制動装置告示」という。）第二第二号の規定に適合しないこと。	
		キャッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第二第四号の規定に適合しないこと。	
		キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	目視により作動の順位を確認する。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。	
		キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は调速機用ロープが滑ること。	
	(二)	釣合おもり側调速機	滑車の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
支点部の状況			目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。	
	ロ 給油が不十分であること。				

		かご側調速機との整合性の状況	瞬間式回転速度計により釣合おもり側のキャッチの作動速度を測定し、かご側のキャッチの作動速度と比較する。	釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度以下であること又は釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度の一・一倍を超えていること。
		キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。
(三)	主索又は鎖	主索の径の状況	乗降する頻度の最も高い階（以下「基準階」という。）から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。
			綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分に	イ 次に掲げる基準（以下「素線切れ要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、一よりピッチ内の素線切れ総

については重点的に目視により確認する。

数が六より鋼索にあつては二十四本、八より鋼索にあつては三十二本を超えていること又は一構成より一ピッチ内の素線切れが四本を超えていること。

(2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、一よりピッチ内の素線切れ総数が六より鋼索にあつては十二本、八より鋼索にあつては十六本を超えていること又は一構成より一ピッチ内の素線切れが九本を超えていること。

(3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が七十パーセント以下である場合は、一構成より一ピッチ内の素線切れが二本を超えていること。

(4) 谷部で素線切れが生じているこ

		の摩損がない部分の断面積に対する割合が七十パーセント以下であること。
主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	<p>次に掲げる基準（以下「錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。</p> <p>(2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。</p> <p>(3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十四パーセント未満であること。</p> <p>(4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の一構成より一ピッチ内の素線切れが二本を超えていること。</p>
		ロ 錆びた摩耗粉によ

				り谷部が赤錆色に見える箇所があること (以下「錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。)
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
		鎖の給油及び外觀の状況	全長を目視により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。
				ロ 給油が不十分であること。
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。
(四)	主索又は鎖の張り	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の末端部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。 ハ かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等である	著しい不均等があること。

			ことを確認する。	
(五)	主索又は鎖及び 调速機ロープの 取付部	昇降路の横架材 並びにかご及び 釣合おもりにお ける止め金具の 取付けの状況	目視及び触診により確 認する。	ダブルナットにあって はナット間に緩みがあ り、割ピンにあっては ピンに欠損、曲げ不足 等があり、その他の方 法にあっては取付けが 確実でないこと。
		主索又は鎖及び 调速機ロープの 端部における止 め金具の取付け の状況	目視及び触診により確 認する。	取付けが確実でないこ と。
		止め金具及びそ の取付部の損傷 の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付 部に損傷があること。
(六)	主索又は鎖の緩 み検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確 認する。	取付けが堅固でないこ と。
		作動の状況	作動の状況を確認す る。	作動しないこと。
(七)	主索又は鎖の巻 過ぎ検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確 認する。	取付けが堅固でないこ と。
		作動の状況	作動の状況を確認す る。	作動しないこと。
		作動の位置	作動したときのかごと 緩衝器等とのすき間及 びロープの巻き溝の状 況を確認する。	かごが緩衝器等に接す る前に作動しないこと 又はロープの巻き溝が なくなる前に作動しな いこと。
(八)	はかり装置（乗 用エレベーター 又は寝台用エレ ベーターであつ て、特殊告示第	警報並びにかご 及び乗り場の戸 の状況	検出装置を作動させ確 認する。	令第二百二十九条の十第 三項第四号イの規定に 適合しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確 認する。	取付けが堅固でないこ と。

	一第六号に掲げるもの（籠の床面積が一・一平方メートル以下のものに限る。以下同じ。）以外のものに限る。）			
(九)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の十第三項第一号の規定に適合しないこと。
(十)	地震時等管制運転装置（特殊告示第一第四号に掲げるエレベーターを除く。）	加速度を検知する部分の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号第二第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号第二第三号（かごの定格速度が二百四十メートル以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、特殊告示第一第五号）の規定に適合しないこと。
		予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実にないこと。
(十一)	降下防止装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号チの規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。

	(十 二)	換気設備等（機 械室を有しない エレベーターに 限る。）	開口部又は換気 設備の設置及び 換気の状態	設置及び作動の状態を 確認し、起動設定温度 があるものにあつては その設定を確認する。	特殊告示第一第三号ニ の規定に適合しないこ と又は起動設定温度が 不適切に設定されてい ること。
	(十 三)	制御盤扉（かご 及び釣合おもり と干渉しないも のを除く。）	設置又は開放ス イッチの作動の 状況	開放スイッチがあるも のにはその作動 の状態を確認し、開放 スイッチがないもの にはねじ等により 固定されている等容易 に制御盤扉が開かない 措置が講じられてい るかを確認する。	開放スイッチがあるも のには制御盤扉 を引き出したときに開 放スイッチが作動しな いこと、開放スイッチ がないものには 容易に制御盤扉が開く 又は開くおそれがある こと。
三 か ご 室	(一 か)	かごの壁又は囲 い、天井及び床 ご	かごの構造及び 設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等 により運行に支障が生 じていること、ガラスの 欠損若しくはひび割れ があること又は使用で きない部材があるこ と。
			可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の六第 二号の規定に適合しな いこと。
	(二)	かごの戸及び敷 居	戸及び敷居の構 造及び設置の状 況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等 により運行に支障が生 じていること、ガラスの 欠損若しくはひび割れ があること又は使用で きない部材があるこ と。
			戸相互及び戸と 出入口枠とのす き間の状況（特	目視により確認し又は 測定する。	平成二十年国土交通省 告示第千四百五十五号 第二第三号又は第四号

		殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。)		の規定に適合しないこと。
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
		ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあつては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の六第二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
		戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	目視及び触診により確認する。	反転作動をしないこと。
		連結ロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
(三)	かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。	制御器告示第一第二号若しくは第三号の規定

			<p>イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。</p> <p>ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。</p>	<p>に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあっては七十五ミリメートル、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあっては五十ミリメートルを超えていること。</p>
(四)	床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況	着床面からかごをおおむね五十ミリメートルの位置及び七十五ミリメートルを超え二百ミリメートルの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。	制御器告示第一第一号の規定に適合しないこと。
		着床装置の状況	作動の状況を確認する。	乗り場の床を基準として着床位置が上下七十五ミリメートルを超えること。
(五)	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	光電装置の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第七号ハの規定に適合しないこと。
		車止めの設置の状況	目視及び触診により確認する。	<p>イ 車止めがない又はその機能が確実にないこと。</p> <p>ロ 車止めが変形又は摩損していること。</p>

(六)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあつては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。
		操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
(七)	操縦機	操作後の自動復帰の状況	作動の状況を確認する。	イ 制動装置告示第二第一号の規定に適合しないこと。 ロ 動きが円滑でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
(八)	外部への連絡装置（令第二百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーターを	設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時において外部との連絡ができるか確認する。	イ 令第二百二十九条の十第三項第三号の規定に適合しないこと又は連絡装置が作動しない若しくは容易

	除く。)			に操作できないこと。
				ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
(九)	かご内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第一第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
(十)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第二百二十九条の六第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
(十一)	かごの照明装置	設置、作動及び照度の状況	目視により確認し又は照度計により測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一第八号の規定に適合しないこと。
(十二)	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね一分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第二百二十九条の十第三項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。
(十三)	かごの床先（令第二百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲げるものを除く。）	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	令第二百二十九条の七第四号の規定に適合しないこと。
		フェッシャプレート	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
四	(一)	かご上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。
か)				制御器告示第一第四号の規定に適合しないこ

上				と又は作動時に昇降機が運転できること。	
	(二)	頂部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第二第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあつては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあつては昇降機が上昇運転できること。
			ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかご又は釣合おもりと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあっては釣合おもりが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの二分の一を超えるまでに、巻胴式の場合にあってはかごが上部緩衝器又は上部緩衝材に接するまでに作動しないこと。
			リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

			認する。	と。
(四)	上部緩衝器又は上部緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(五)	頂部綱車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(六)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。
				ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
				ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。

			については重点的に目視により確認する。	
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
(七)	かごの非常救出口（特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。）	構造及び設置の状況	ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の六第一号又は第四号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、特殊告示第一第一号）の規定に適合しないこと。
(八)	かごのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
(九)	かご吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。

		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(十)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十 一)	施錠装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ロック機構の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の七第三号の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の八第二項の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	昇降機の検査標準（JISA四三〇二）における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。 ロ ロック機構に変形があること。
(十 二)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと。

				いこと。
(十 三)	乗り場の戸及び 敷居	戸及び敷居の構 造及び設置の状 況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等に より運行に支障が生じ ていること、ガラスの 欠損若しくはひび割れ があること又は使用で きない部材があるこ と。
		戸相互及び戸と 出入口枠とのす き間の状況	目視により確認し又は 測定する。	平成二十年国土交通省 告示第千四百五十四号 第七号又は第八号の規 定に適合しないこと。
		敷居とドアシュ ーの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに 著しい摩耗があるこ と。
		ドアシューのか かりの状況	目視により確認し又は 測定する。	引き戸にあつては敷居 溝とドアシューのかか りが六ミリメートル未 満であること、上げ戸、 下げ戸又は上下戸にあ つてはこれらを片側に 寄せたときにおいて容 易にドアシューが外れ ること。
		戸の可燃物の状 況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第 二号の規定に適合しな いこと。
		戸の開閉の状況	目視及び触診により確 認する。	戸の開閉が円滑でない こと。
		戸の自閉の状況	目視及び触診により確 認する。	ドアクローザーの作動 領域で自閉しないこ と。
		連結ロープ及び ドアクローザー	目視及び触診により確 認する。	変形、摩耗、錆、腐食、 素線切れ等により運行

		ロープの状況		に支障が生じていること。
(十四)	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
(十五)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
(十六)	釣合おもりの各部	枠の状況	目視及び触診により確認する。	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること。
		ガイドシュー等の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		ガイドシュー等の摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
		釣合おもり片の脱落防止措置の状況	目視及び触診により確認する。	釣合おもり片の脱落防止措置が確実でないこと。
(十七)	釣合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。

			<p>取付けの状況</p> <p>目視及び触診により確認する。</p>	<p>取付けが堅固でないこと。</p>
			<p>作動の状況</p> <p>次に掲げる方法のいずれかによる。</p> <p>イ 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。</p> <p>ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。</p> <p>ハ 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認する。</p> <p>ニ スラック式のものにあつては、主索を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索が緩んだままであることを確認する。</p>	<p>非常止め装置が作動しないこと。</p>
			<p>作動時及び復帰時の構成機器の状況</p> <p>目視、聴診及び触診により確認する。</p>	<p>イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。</p> <p>ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。</p>

(十 八)	釣合おもりの吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
(十 九)	かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視及び聴診により確認する。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。	
		摩耗の状況	目視により確認する。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。	
		構成部材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		停電時等の手動開放の状況	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。	
(二 十)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
五 乗 り 場	(一)	押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。	
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	

				と。
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
(二)	非常解錠装置	設置及び作動の状況	最上階及び最下階にあつては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあつてはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	イ 平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。
				ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)	乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視により確認する。	劣化、破損等があること。
		気密材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		停電時の戸閉機能の状況	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
		火災時の戸閉機能の状況	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
		戸閉時間の状況 (戸の面積が三平方メートル以内のものに限る。)	戸の閉鎖時間を確認する。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号イの規定に適合しないこと。
(四)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第一第二号の規定に適合しないこと。

	(五)	制御盤扉（三方 枠の一部に収納 されたものに限 る。）	構造及び設置の 状況	目視及び触診により確 認する。	制御盤扉がないこと、 破損していること又は 施錠若しくは解錠がで きないこと。
六 ピ ツ ト	(一)	保守用停止スイ ッチ	作動の状況	作動の状況を確認す る。	特殊告示第一第三号チ の規定に適合しないこ と、作動時にかごが動 く又は自己保持しない こと。
	(二)	底部安全距離確 保スイッチ	設置及び作動の 状況	設置及び作動の状況を 確認する。	特殊告示第一第三号チ の規定に適合しないこ と又は作動時に昇降機 が下降運転できるこ と。
			取付けの状況	目視及び触診により確 認する。	取付けが堅固でないこ と。
(三)	下部ファイナル リミットスイッ チ及びリミット （強制停止）ス イッチ	設置及び作動の 状況	設置及び作動の状況を 確認する。	制動装置告示第二第五 号の規定に適合しない こと又は作動時にファ イナルリミットスイッ チにあつては昇降機が 運転できること、リミ ットスイッチにあつて は昇降機が下降運転で きること。	
		ファイナルリミ ットスイッチの 作動の位置	スイッチの作動の位置 及び作動したときのか ごと緩衝器とのすき間 を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材 を使用している場合及 び巻胴式の場合にあつ ては、かごが緩衝器又 は緩衝材に接するまで に、油入緩衝器を使用 している場合にあつて は、ストロークの二分 の一を超えるまでに作	

				動しないこと。
		リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(四)	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第二第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		作動の状況（油入式のものに限る。）	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
		油量の状況（油入式のものに限る。）	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ 油量が適量でないこと。 ロ ドレン部から油漏れがあること。
(五)	張り車	張り車の作動の状況	目視及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等があり運行に支障が生じていること。
		張り車の取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視及び触診により確認する。	張り車の取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
		タイダウンスイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
		タイダウンの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(六)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。

		冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
		ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(七)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。 ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ 非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索又は鎖が緩んだことを確認する。 ニ スラック式のものにあつては、主索又は鎖を緩めた後にかごが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認する。	非常止め装置が作動しないこと。

		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が三十分の一を超えていること。
		作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
		非常止めロープの状況	目視により確認する。	巻き取り、ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆等があり非常止め装置の作動に支障が生じていること。
(八)	かご下綱車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(九)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	摩耗の状況	目視により確認する。	著しい摩耗、変形、伸び又は錆があること。
		釣合ロープの張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 釣合ロープを揺らし、その振幅を確認する。 ロ 触診により釣合ロープの張りが均等で	著しい不均等があること。

			あることを確認する。	
		釣合鎖とピット床のすき間の状況	目視により確認する。	釣合鎖がピット床に接触していること。
		かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
		釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
(十)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	すき間を測定する。	イ 最小値が昇降機の検査標準 (JIS A四三〇二) における「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていないこと又は最大値が当該検査標準における「定格速度と頂部すき間」の頂部すき間の規定値を確保できないこと。
				ロ 次回の定期検査時又は定期点検時まで にイの基準に該当す

				るおそれがあること。
(十 一)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがある又は損傷があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
		移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の二分の一より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。
(十 二)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
(十 三)	駆動装置の主索保護カバー（機械室を有しない	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

	エレベーターに限る。)				
(十 四)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
七 非 常 用 エ レ ベ ー タ ー	(一)	かご呼び戻し装置	作動の状況	乗り場及び中央管理室のかご呼び戻し装置を操作し、かご及び乗り場の呼びが取り消され、かご内に設けられた非常停止スイッチの機能が停止することを確認する。	令第二百二十九条の十三の三第七項の規定に適合しないこと。
			取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
	(二)	一次消防運転	作動の状況	作動の状況を確認する。	一次消防運転をしないこと又は乗り場の呼びに応答すること。
		取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	スイッチの取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。	
		最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は一次消防運転モード時の信号入力が制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視により確認する。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。	

(三)	二次消防運転	作動の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の十三の三第九項の規定に適合しないこと、通常時の戸閉時間と同程度の間ブザーが鳴動しないこと、通常時の戸閉時間内で起動すること又はかごの戸若しくは乗り場の戸を開いた状態で運転をしないこと。
		取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
		最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は二次消防運転モード時の信号入力が制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視により確認する。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。
		速度の状況	瞬間式回転速度計により測定する。	令第二百二十九条の十三の三第十一項の規定に適合しないこと。
(四)	予備電源切替え回路	作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
(五)	その他	中央管理室とかごの連絡装置の設置及び作動の状況	通話状態が良好か確認する。	令第二百二十九条の十三の三第八項の規定に適合しないこと又は通話が確実でないこと。
		かご及び昇降路の可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の十三の三第四項の規定に適

				合しないこと、特殊告示第一第三号口の規定に適合しないこと又は平成十二年建設省告示第千四百二十八号第一若しくは第二の規定に適合しないこと。
		ピット内の水に浮く物の状況	目視により確認する。	ピット内の水に浮く物があること。
		防滴処理の状況	目視により確認する。	機器の防滴処理が適切に施されていないこと。

別表第二

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 機 械 室 （ 機 械 室 を 有 し な い エ レ ベ ー タ ー に	(一)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	令第二百二十九条の九第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。
			手すりの位置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実でないこと。
			機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。	通行経路の寸法が高さ一・八メートル未満又は幅〇・七メートル未満であること。
			階段の状況	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。
			機械室の戸の自閉機能の状況	戸の自閉の状況を確認する。	自閉できないこと。

あ っ て は 、 共 通)	(二 機械室内の状況 並びに照明装置 及び換気設備等	昇降機以外の設 備等の状況	目視により確認する。	定期検査又は定期点検 に支障が生じているこ と。
		壁面及び天井か らの漏水並びに 窓の破損の状況	目視により確認する。	漏水が機器に達してい ること又は窓が破損し ていること。
		機械室の床及び 機器の汚損の状 況	目視により確認する。	機器の作動に影響を与 えるおそれのある汚損 があること。
		照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動 しないこと。
		開口部又は換気 設備の設置及び 換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	令第二百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
		防油堤の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があり、 外部に油が流出するお それがあること。
		標識の状況	目視により確認する。	火気厳禁の標識が掲示 されていないこと又は 容易に認識できないこ と。
		消火設備の状況	目視により確認する。	機械室又は機械室付近 に消火器又は消火砂が 設置されていないこ と。
(三)	救出装置	手巻きハンドル 等又は充電池回	目視により確認する。	特殊告示第一第一号ロ 又は第三号トの規定に

			路等の設置の状況		適合しないこと。
			下降弁等の開放の状況	下降弁等の作動の状況を確認する。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。
(四)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
(五)		接触器、継電器	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
		及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
(六)		ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されるものと異なること。
(七)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。）	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては〇・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。
(八)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊

				結されていないこと。	
(九)	空転防止装置		設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと。
(十)	階床選択機		表示灯の点灯の状況	目視により確認する。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。
			呼びの応答の状況	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。
(十一)	油圧パワークユニット	電動機及びポンプ	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況（油浸式のものを除く。）	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			電動機とポンプの連結部の状況（油浸式のものを除く。）	目視、聴診又は触診により確認する。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。
			ポンプのパッキン部の状況（油浸式のものを除く。）	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
(十二)		圧力計	設置の状況	目視により確認する。	制御器告示第二第二号の規定に適合しないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
			損傷の状況	目視により確認する。	圧力表示に影響があるような損傷があること。
(十三)	安全弁		設置及び作動の状況	ストップバルブを閉	制動装置告示第四第二

三)	状況	じ、かごを上昇させること又はプランジャーストッパーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	号又は第五第二号の規定に適合しないこと。
(十四)	逆止弁 設置及び作動の 状況	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。
(十五)	流量制御弁 作動の状況	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。
(十六)	油タンク及び 圧力配管	油漏れの状況	目視により確認する。油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。
		作動油の状況	目視又は触診により確認する。運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。
		作動油の油量の 状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視により確認する。油面計の下限値未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。
(十七)	作動油	設置及び作動の	起動設定温度の操作又制動装置告示第四第二

七)	温度抑制装置	状況	は起動信号の入力を行い確認する。	号若しくは第五第二号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
		起動設定温度の状況	目視により確認する。	設定値が低温にあつては摂氏五度未満、高温にあつては摂氏六十度を超えないよう設定されていないこと。
（十八）	ストップバルブ	作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視により確認する。	かごが動くこと又は作動油量が変動すること。
		油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。
（十九）	高圧ゴムホース	変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストッパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視により確認する。	異常な変形があること。
		油漏れ及び損傷の状況	目視により確認する。	イ 油漏れ、き裂等の損傷があること。
				ロ 油のにじみがあること。
曲げの状況	目視により確認し又は測定する。	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B八三六〇）の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B八三六四）の最小曲げ半径未満であること。		

		可動部との接触の状況	目視により確認する。	可動部と接触していること。	
(二)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。	
二 共 通	(一)	圧力配管	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。
			浸水の状況	目視により確認する。	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。
	(二)	調速機（間接式のエレベーターに限る。）	滑車の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			支点部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。
					ロ 給油が不十分であること。
			過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。
			過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと。
キャッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと。			
キャッチと過速	目視により作動の順位	キャッチの作動速度が			

		スイッチとの整合性の状況	を確認する。	過速スイッチの作動速度を下回ること。
		キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。
(三)	主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る。）	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。
				ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。		
		ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基		

			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	準に該当すること。
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
		主索又は鎖の伸びの状況	かごを最上階に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。
		鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。
				ロ 給油が不十分であること。
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。
(四)	主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の末端部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ かご上において主	著しい不均等があること。

			<p>索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。</p> <p>ハ かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。</p>	
(五)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部（間接式のエレベーターに限る。）	かご及びシリンダーにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
		主索又は鎖及び调速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
(六)	主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
(七)	はかり装置（乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであつて、特殊告示第一第六号に掲げるもの以外のものに限る。）	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	検出装置を作動させ確認する。	令第百二十九条の十第三項第四号イの規定に適合しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

(八)	プランジャー	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	構成部材の取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合には、全長を詳細に確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(九)	プランジャーストップパー	設置及び作動の状況	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。
(十)	シリンダー	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
(十 一)	防火区画貫通部	油圧配管、電線及び作動油戻し配管の防火区画貫通部の状況	防火区画貫通部の措置の状況を目視により確認する。	令第一百十二条第十五項又は令第二百九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。
(十 二)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の百二十五パーセントを超えていること。
(十 三)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	令第二百九条の十第三項第一号の規定に適合しないこと。
(十)	地震時等管制運	加速度を検知す	目視及び触診により確	平成二十年国土交通省

	四)	転装置（特殊告示第一第四号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	る部分の取付け	認する。	告示第千五百三十六号
			の状況		第二第一号又は第二号
					の規定に適合しないこと。
	作動の状況	作動の状況を確認する。	平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号第二第三号の規定に適合しないこと。		
		予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。	
	（十五）	降下防止装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号チの規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。
	（十六）	換気設備等（機械室を有しないエレベーターに限る。）	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつてはその設定を確認する。	特殊告示第一第三号ニの規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
	（十七）	制御盤扉（かごと干渉しないものを除く。）	設置又は開放スイッチの作動の状況	開放スイッチがあるものにあつてはその作動の状況を確認し、開放スイッチがないものにあつてはねじ等により固定されている等容易に制御盤扉が開かない措置が講じられているかを確認する。	開放スイッチがあるものにあつては制御盤扉を引き出したときに開放スイッチが作動しないこと、開放スイッチがないものにあつては容易に制御盤扉が開く又は開くおそれがあること。
三 か ご 室	（一 か ご ）	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れ

				があること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の六第六号の規定に適合しないこと。
(二)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第一第七号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	目視により確認し又は測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第二第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
		ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあつては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の六第

		況		二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
		戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	目視及び触診により確認する。	反転作動をしないこと。
		連結ロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
(三)	かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあつては七十五ミリメートル、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあつては五十ミリメートルを超えていること。
(四)	戸開き状態において作動する予圧装置	作動の状況	予圧時にかごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。
(五)	床合わせ補正装置	床合わせ補正装置	着床面からかごをおお	制御器告示第二第一号

	置及び着床装置	置の状況	むね五十ミリメートルの位置及び七十五ミリメートルを超え二百ミリメートルの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。	の規定に適合しないこと。
		着床装置の状況	作動の状況を確認する。	乗り場の床を基準として着床位置が上下七十五ミリメートルを超えること。
(六)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	作動の状況	かごを着床面からおおむね三百ミリメートルの位置に停止させてかごの戸を開き作動を確認する。	かごが動くこと。
(七)	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	光電装置の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第七号ハの規定に適合しないこと。
		車止めの設置の状況	目視及び触診により確認する。	イ 車止めがない又はその機能が確実でないこと。 ロ 車止めが変形又は摩損していること。
(八)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有

				しないものにあつては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。
		操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
(九)	外部への連絡装置（令第二百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーターを除く。）	設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時に外部との連絡ができるか確認する。ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの（以下「ヘリポート用エレベーター」という。）にあつては、屋上と他の出入口との連絡ができるかを併せて確認する。	イ 令第二百二十九条の十第三項第三号の規定に適合しないこと、連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと又はヘリポート用エレベーターにあつては特殊告示第一第八号ロの規定に適合しないこと。 ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
(十)	かご内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
(十一)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第二百二十九条の六第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤り

				があること。
(十二)	かごの照明装置	設置及び照度の状況	目視により確認し又は照度計により測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一第八号の規定に適合しないこと。
(十三)	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね一分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第二百二十九条の十第三項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。
(十四)	かごの床先（令第二百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲げるものを除く。）	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	令第二百二十九条の七第四号の規定に適合しないこと。
		フェッシャプレート	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
四 か ご 上	(一)	かご上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
	(二)	頂部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。
(三)	上部リミット（強制停止）スイッチ（間接式	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	昇降機が上昇運転できること。
		作動の位置	スイッチの作動の位置	ドアゾーン内で作動し

	のエレベーターに限る。)		がドアゾーン内であることを確認する。	ないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(四)	プランジャーリミットスイッチ (間接式のエレベーターに限る。)	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
		作動の位置	スイッチによりかごを停止させ、その停止位置を確認する。	スイッチより先にプランジャーストッパーが作動すること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(五)	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間 (間接式のエレベーターに限る。)	すき間の状況	プランジャーストッパーによりかごを停止させ、かごの頂部すき間を測定する。	昇降機の検査標準 (JISA四三〇二) の「かご最上部の機器との頂部すき間」の規定値を満たしていないこと。
(六)	頂部綱車 (間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(七)	プランジャー頂部綱車又は鎖車 (間接式のエレベーターに限る。)	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		鎖車と鎖のかみ	目視及び聴診により確認する。	かみ合いに異常がある

		合いの状況	認する。	こと。
(八)	プランジャーのガイドシユ等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。
(九)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。
			ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。	
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
			ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。	
錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆び	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当する		

			た摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	こと。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		損傷及び変形の状態	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
(十 一)	かごの非常救出口（特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。）	構造及び設置の状況	ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の六第一号又は第四号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあつては、特殊告示第一第一号）の規定に適合しないこと。
(十 一)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
(十 二)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十 三)	施錠装置（特殊告示第一第八号に掲げるエレベ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ロック機構の状	作動の状況を確認す	令第二百二十九条の七第

	一ターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。)	況	る。	三号の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の八第二項の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	昇降機の検査標準（JISA四三〇二）における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。 ロ ロック機構に変形があること。
(十四)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと。
(十五)	乗り場の戸及び敷居（特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。

		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
		ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあつては敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
		戸の自閉の状況	目視及び触診により確認する。	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。
		連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
(十 六)	昇降路内の耐震 対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損

				傷等があること。	
(十七)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷があること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	
(十八)	かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視及び聴診により確認する。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。	
		摩耗の状況	目視により確認する。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。	
		構成部材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		停電時等の手動開放の状況	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。	
(十九)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
五 乗 り 場	(一)	押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	押しボタン等の作動の状況を確認する。ヘリポート用エレベーターにあつては、	押しボタン等が機能しない若しくは操作が円滑に行えないこと又は	

			鍵を用いなければ操作できないことを併せて確認する。	ヘリポート用エレベーターにあつては、特殊告示第一第八号ホの規定に適合しないこと。
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
(二)	非常解錠装置	設置及び作動の状況	最上階及び最下階にあつては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあつてはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	イ 平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)	乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視により確認する。	劣化、破損等があること。
		気密材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		停電時の戸閉機能の状況	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
		火災時の戸閉機能の状況	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
		戸閉時間の状況 (戸の面積が三平方メートル以	戸の閉鎖時間を確認する。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号イの規定に

		内のものに限 る。)		適合しないこと。
	(四) 昇降路の壁又は 囲いの一部を有 しない部分の構 造	構造及び設置の 状況	目視により確認する。	特殊告示第一第二号の 規定に適合しないこ と。
	(五) 屋上の昇降路の 開口部の戸（へ リポート用エレ ベーターに限 る。）	可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第 二号の規定に適合しな いこと。
	(六) 屋上の柵及び警 報装置（へリポ ート用エレベ ーターに限る。）	柵の設置及び警 報装置の作動の 状況	設置及び作動の状況を 確認する。	特殊告示第一第八号ロ の規定に適合しないこ と。
	(七) 制御盤扉（三方 枠の一部に収納 されたものに限 る。）	構造及び設置の 状況	目視及び触診により確 認する。	制御盤扉がないこと、 破損していること又は 施錠若しくは解錠がで きないこと。
六 ピ ツ ト	(一) 保守用停止スイ ッチ	作動の状況	作動の状況を確認す る。	特殊告示第一第三号チ の規定に適合しないこ と、作動時にかごが動 く又は自己保持しない こと。
	(二) 底部安全距離確 保スイッチ	設置及び作動の 状況	設置及び作動の状況を 確認する。	特殊告示第一第三号チ の規定に適合しないこ と又は作動時に昇降機 が下降運転できるこ と。
		取付けの状況	目視及び触診により確 認する。	取付けが堅固でないこ と。
(三) 下部ファイナル リミットスイッ チ及びリミット	設置及び作動の 状況	設置及び作動の状況を 確認する。	制動装置告示第五第二 号の規定に適合しない こと又は作動時にファ	

	(強制停止) スイッチ (間接式のエレベーターに限る。)			イナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が下降運転できること。
		ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのごと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあってはかごが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの二分之一を超えるまでに作動しないこと。
		リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(四)	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		作動の状況 (油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
		油量の状況 (油入式のものに限る。)	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ 油量が適量でないこと。 ロ ドレン部から油漏れがあること。
(五)	張り車 (間接式)	作動の状況	目視及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常

) のエレベーターに限る。)		認する。	音、異常な振動等により運行に支障が生じていること。
		取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
(六)) ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
		冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
		ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(七)) かが非常止め装置（間接式のエレベーターに限る。)	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	主索又は鎖が緩んだことを目視又は緩み検出装置の作動により確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が三十分の一を超えていること。
		作動時及び復帰時の構成部材の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。
				ロ 可動部の動きが円

				滑でないこと又は変形があること。
(八)	かご下綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(九)	シリンダー下の綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(十)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
		移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の二分の一より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。
(十一)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況（間接式）	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適

		のエレベーターに限る。)		合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
(十二)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。

別表第三

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 駆 動 装 置 (油 圧 式 以 外)	(一) 電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
	(二) 減速機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
		潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
		潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
		油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		非常止め装置	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこ

		のキャッチの作動の状況 (間接駆動があるものに限る。)		と。
(三)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
		制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ かごに積載荷重の一・二五倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。	イの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が百ミリメートルを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。 $L=100G/(G+1.25P)$
				この式において、L、G及びPは、それぞれ次の数値を

					<p>表すものとする。</p> <p>L 制動距離の基準値（単位 ミリメートル）</p> <p>G かご等の昇降する部分の固定荷重（単位 キログラム）</p> <p>P 定格積載量（単位 キログラム）</p>
(四)	<p>駆動方式（該当するものを選択する。）</p>	<p>ロープ式・巻胴式</p>	<p>主索の径の状況</p>	<p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。</p>	<p>イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。</p> <p>ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。</p>
			<p>主索の素線切れの状況</p>	<p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。</p>	<p>イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。</p> <p>ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。</p>

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
主索の張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
主索と昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
ロープ式におけるスプロケット型綱車の	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。

		歯の欠損及び き裂の状況		
		巻胴式におけ る主索の緩み 検出装置の作 動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
		綱車又は巻胴 の欠損及びき 裂の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があるこ と。
	ラック	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	ピニオン式	振動の状況	聴診及び触診により確認 する。	異常な振動があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認 する。	取付けが堅固でないこ と。
		歯の欠損及び き裂の状況	目視により確認する。	歯に欠損又はき裂がある こと。
	チェーン スプ	滑車の作動の 状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ず るおそれがあること。
	ロケット式	鎖の張りの状 況	触診により鎖の張りが均 等であることを確認す る。	著しい不均等があるこ と。
		鎖の摩耗の状 況	基準階から加速終了位置 又は減速開始位置から基 準階の間にかごがある場 所に、鎖が鎖車にかかる 箇所等における最も摩耗 の進んだ部分の鎖の長さ 及び鎖車にかからない部 分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の 長さが鎖車にかからない 部分の長さと比較してそ の伸びが一・五パーセン ト以上であること。
	チェーン ラック	滑節構造部材 の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ず るおそれがあること。
	クピニ オン式	鎖の摩耗の状 況	基準階から加速終了位置 又は減速開始位置から基 準階の間にかごがある場	最も摩耗の進んだ部分の 長さが鎖車にかからない 部分の長さと比較してそ

				合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	の伸びが一・五パーセント以上であること。	
二 駆 動 装 置 (油 圧 式)	(一)	空転防止装置	設置及び作動の状況	ストップバルブが設置されているものにあつてはストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認し、ストップバルブが設置されていないものにあつては機械的にロックする位置において作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと。	
			(二)	油圧パワーユニット	油圧パワーユニット	パワーユニットの状況
	(三)	電動機及びポンプ	の取付けの状況	油圧配管の状況	目視により確認する。	圧力配管の固定、振動又は衝撃緩和措置が確実にないこと。
			油圧配管貫通部の状況	目視により確認する。	圧力配管の壁、床等の貫通部への措置が適切に行われていないこと。	
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
				発熱の状況 (油浸式のものを除く。)	触診により確認する。	異常な発熱があること。
				振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
				電動機とポンプの連結部の状況 (油浸式	目視、聴診又は触診により確認する。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。

		のものを除く。)		
		ポンプのパッキン部の状況 (油浸式のものを除く。)	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
(四)	圧力計	設置の状況	目視により確認する。	制御器告示第二第二号の規定に適合しないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
		損傷の状況	目視により確認する。	圧力表示に影響があるような損傷があること。
(五)	安全弁	設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストップパ一の作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値があるときはその値を超えていること。
(六)	逆止弁	設置及び作動の状況	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。
(七)	流量制御弁	作動の状況	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。
(八)	油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視により確認する。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。
		作動油の状況	目視又は触診により確認	運行に支障が生ずるおそ

			する。	れがある異物の混入があること。
		作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視により確認する。	油面計の下限値未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。
(九)	作動油温度抑制装置	設置及び作動の状況	起動設定温度の操作又は起動信号の入力を行い確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
		起動設定温度の状況	目視により確認する。	設定値が低温にあつては摂氏五度未満、高温にあつては摂氏六十度を超えないよう設定されていないこと。
(十)	ストップバルブ	作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視により確認する。	かごが動くこと又は作動油量が変動すること。
		油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。
(十一)	高圧ゴムホース	変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストッパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視により確認する。	異常な変形があること。
		油漏れ及び損傷の状況	目視により確認する。	イ 油漏れ、き裂等の損傷があること。 ロ 油のにじみがあること。
		曲げの状況	目視により確認し又は測定する。	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格 (JIS B

				八三六〇)の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアSEMBリの規格(JIS B八三六四)の最小曲げ半径未満であること。
		可動部との接触の状況	目視により確認する。	可動部と接触していること。
(十二)	圧力配管	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。
		浸水の状況	目視により確認する。	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。
(十三)	パンタグラフ式(下枠及びアーム)	かごの保持の状況	上部乗り場において、かごの前後又は左右に概ね六十五キログラムの偏荷重をかけ、かごの床の傾きを目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	かごの床の水平度が三十分の一を超えていること。
		下枠及びアーム部の状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
(十四)	プランジャー	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	構成部材の取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあっては、全長を詳細に確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十五)	プランジャー	設置及び作動	リミットスイッチを無効	制動装置告示第六第三号

五)	ストッパー	の状況	とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。
(十六)	シリンダー	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
(十七)	主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る。）	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。
			ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。	
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
			ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。	
主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。		

			粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	ロ 錆及び錆びた摩耗粉 要重点点検判定基準に該当すること。
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
		鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。
				ロ 給油が不十分であること。
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の直径が鎖車にかからない部分の直径と比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。
(十八)	主索又は鎖の伸び	主索又は鎖の伸びの状況	かごを最上階の着床位置に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。
(十九)	主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）	張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
(二十)	主索又は鎖の取付部（間接	昇降路の横架材並びにかご	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、

	式のエレベーターに限る。)	及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況		割ピンにあつてはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあつては取付けが確実でないこと。
		主索又は鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
	(二)	主索又は鎖の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	十)	緩み検出装置		
	一)	(間接式のエレベーターに限る。)	作動の状況	作動の状況を確認する。作動しないこと。
三)	(一)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電電池回路等の設置の状況	手巻きハンドル等又は充電電池回路等が設置されていないこと。
共)			制動装置等の開放の状況 (油圧式のエレベーター以外のものに限る。)	制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。
通)			下降弁等の開放の状況 (油圧式のエレベーターに限る。)	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。
			専用救出用具の設置の状況	渡し板等の専用救出用具が装備されていないこと。

					と。
(二)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
(三)		接触器、继电器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。
					ロ 変形があること。
(四)		ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
(五)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況 (一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては〇・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。
(六)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(七)	耐震対策	ロープガード等の状況		目視及び触診により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合し

				ないこと。
		ガイドレール とのかかりの 状況	目視により確認し又は測 定する。	令第二百二十九条の四第三 項第三号の規定に適合し ないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第五 号の規定に適合しないこ と又は保護措置に係る部 品等に変形、損傷等があ ること。
		転倒及び移動 を防止するた めの措置の状 況	駆動装置及び制御器の取 付けの状況を目視又は触 診により確認する。	令第二百二十九条の八第一 項の規定に適合しないこ と。
	(八 速度)	かごの上昇時 及び下降時の 速度の状況	無負荷運転時のかごの速 度を瞬間式回転速度計に より測定する。	定格速度の百二十五パー セントを超えているこ と。
四 か ご 室	(一)	かごの壁又は 囲い、天井及 び床	かごの構造及 び設置の状況	目視により確認する。 変形、摩耗、腐食等によ り運行に支障が生じてい ること。
	(二)	かごの戸又は 可動式の手す り	戸又は可動式 の手すりの構 造及び設置の 状況	目視により確認する。 特殊告示第一第九号ロの 規定に適合しないこと又 は変形、摩耗、腐食等によ り運行に支障が生じて いること。
			戸又は可動式 の手すりの開 閉の状況	目視及び触診により確認 する。 戸又は可動式の手すりの 開閉が円滑でないこと。
	(三)	かごの戸又は 可動式の手す りのスイッチ (かごの戸又 は可動式の手 すりのスイッ	スイッチの設 置及び作動の 状況	乗降位置において戸又は 可動式の手すりを徐々に 閉じ、作動の状況を確認 する。 特殊告示第一第九号ハの 規定に適合しないこと又 は戸若しくは可動式の手 すりが閉じていない状態 においてかごが昇降する こと。

	チが必要なものに限る。)	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(四)	かご操作盤及び表示器	かごの操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
(五)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。
(六)	外部への連絡装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	イ 通話装置、警報ベル等の連絡装置が作動しないこと又は容易に操作できないこと。 ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
(七)	非常停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(八)	用途、積載量	設置及び表示	設置及び表示の状況を確認	特殊告示第一第九号イの

	及び最大定員の標識	の状況	認する。	規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
(九)	車止め	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	車止めの機能が適切でないこと。
(十)	かごの床先と出入口の床先との水平距離	かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	特殊告示第一第九号ロの規定に適合しないこと。
		渡し板の劣化の状況及び作動の状況	目視により確認し及び作動の状況を確認する。	著しい損傷若しくは腐食があること又は渡し板若しくはその跳ね上げ機構が作動しないこと。
(十一)	かご非常止め装置（かご非常止め装置が必要なものに限る。）	作動の状況	非常止め装置を作動させ、ブレーキを開放し、かごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が三十分の一を超えていること。
(十二)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
(十三)	かごの折りたたみ機構	作動の状況（手動でかごを開閉するものに限る。）	作動の状況を確認する。	かごが昇降中に、かごの折りたたみ機構が開いてもかごが停止しないこと又はかごの折りたたみ機

				構を折りたたんでもかごが停止しないこと。
		作動の状況 (動力を使用してかごを開閉するものに限る。)	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号ニの規定に適合しないこと。
(十 四)	かごの着脱機構 (かごが着脱するものに限る。)	ロックの状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
		インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
		機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十 五)	運転キー (運転キーが必要なものに限る。)	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号ニの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
五 乗 り 場 及 び 昇 降 路	(一 乗 り 場 の 操 作 盤	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
(二)	乗り場の戸又は可動式の手	スイッチの作動の状況	乗降位置において、徐々に戸又は可動式の手すり	特殊告示第一第九号ハの規定に適合しないこと又

	すりのスイッチ（乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。）		を閉じ、作動の状況を確認する。	は戸若しくは可動式の手すりが閉じていない状態においてかごが昇降すること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)	ドアロック	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
		ドアロックの解錠の状況（電気式解錠タイプのものに限る。）	かごを乗り場停止位置以外で停止させ、解錠の状況を確認する。	解錠すること。
		ドアロックの解錠の状況（機械式解錠タイプのものに限る。）	かごを乗り場停止位置から五十ミリメートルから百ミリメートルまでの位置に停止させ、解錠の状況を確認する。	解錠すること。
(四)	非常停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(五)	乗り場の戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
		戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。

(六)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	設置の状況	設置の状況を確認する。	制動装置告示第六第五号の規定に適合しないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	ファイナルリミットスイッチにあつては緩衝器若しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又はファイナルリミットスイッチの代替スイッチ（障害物検出装置等を含む。）が床面等に当たっても作動しないこと、リミットスイッチにあつては着床位置の七十五ミリメートル以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できること（上部リミットスイッチ作動時における昇降機の下降運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。）。
	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(七)	移動ケーブル及びトロリーの軌跡の状況	移動ケーブルの軌跡の状況	目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の

				取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
(八)	昇降路側壁等の囲い	囲いの構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂又は漏水により運行に支障が生じていること。
(九)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十)	ガイドレール、駆動装置等のカバー	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(十一)	障害物検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあつては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあつては障害物を感知しても作動しないこと。
		障害物除去後の作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。
(十二)	折りたたみレール	ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。
		進入防止用安全スイッチの作動の状況	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。
		進入防止用ストッパーの状況（機械式のみに限る。）	目視及び触診により確認する。	進入防止用ストッパーの取付けが堅固でないこと。

別表第四

(平二一国交告一〇二四・旧別表第八繰上・一部改正)

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
一 駆 動 装 置	(一)	制御器 開閉器 及び遮 断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
	(二)	接触器、继电器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。
			ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。
	(四)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況 (一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては〇・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。
(五)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結	

				されていないこと。
(六)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
(七)	減速機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
		潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
		潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
		油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		非常止め装置のキャッチの作動の状況 (間接駆動があるものに限る。)	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと。
(八)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況 (同心軸上にて回転するパッドによ	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。

		り制動するものを除く。)			
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。 ブレーキコイルに異常な発熱があること。		
		制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ いすに積載荷重の一・二五倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ いすが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。		
			イの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が百ミリメートルを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。 $L=100G/(G+1.25P)$ この式において、 L、G及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 制動距離の基準値（単位 ミリメートル） G かご等の昇降する部分の固定荷重（単位 キログラム） P 定格積載量（単位 キログラム）		
(九	駆動方	摩擦式	駆動ローラー	かごを昇降して確認す	ローラーの摩耗又は損傷

)	式（該当するものを）	（駆動ローラー）	の状況	る。	により昇降できないこと。
	選択する。）	ラックピニオン式	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			歯の欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	歯に欠損又はき裂があること。
	チェーンストップロケット式	チェーンストップ	滑車の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。
			鎖の張りの状況	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかるの進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。
	チェーンラックピニオン式	チェーンラックピニオン	滑節構造部材の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかるの進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。
(十)	鎖の緩み検出		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。

	装置			
(十 一)	駆動装置等の カバー	取付けの状況	目視及び触診により確認 する。	取付けが堅固でないこ と。
(十 二)	かご非常止め 装置（かご非 常止め装置が 必要なものに 限る。）	作動の状況	非常止め装置を作動さ せ、ブレーキを開放し、 かごが動かないことを確 認する。	かごが動くこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があ ること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認 する。	取付けが堅固でないこ と。
		非常止め作動 時のかごの水 平度	かごの床の傾きを精密水 準器により測定する。	非常止め装置が作動した 状態においてかごの床の 水平度が三十分の一を超 えていること。
(十 三)	かごのガイド シュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打 検等により確認する。	ナットに緩みがあるこ と。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診によ り確認する。	しゅう動部又は回転部の 摩耗により運行に支障が 生じていること。
(十 四)	ファイナルリ ミットスイッ チ及びリミッ ト（強制停止） スイッチ	設置の状況	設置の状況を確認する。	制動装置告示第七第四号 の規定に適合しないこ と。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	ファイナルリミットスイ ッチにあっては緩衝器若 しくは緩衝材に当たる前 に作動しないこと又はフ ァイナルリミットスイッ チの代替スイッチ（障害 物検出装置等を含む。） が床面等に当たっても作 動しないこと、リミット スイッチにあっては着床 位置の七十五ミリメート

				ル以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できること（上部リミットスイッチ作動時における昇降機の下降運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。）。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(十五)	充電電池	作動電圧の状況	電圧を電圧計等により測定する。	定格電圧が得られないこと。
		外観の状況	目視により確認する。	電解液漏れがあること。
		端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。
		給電部の絶縁処置の状況	目視により確認する。	通常の使用状態において給電部に容易に触れられること。
(十六)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第二百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと。
(十七)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の百二十五パーセントを超えていること。
二 い す 関 係	(一)	いす部	いす部の構造及び設置の状況	目視により確認する。 変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
	(二)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー	押しボタン又は操作レバーの作動の状況	作動の状況を確認する。 押しボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと。

(三)	いすの回転装置	回転装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	回転装置のロックがかからないこと。
		インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
(四)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第二百二十九条の六第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
(五)	障害物検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあつては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあつては障害物を感知しても作動しないこと。
		障害物除去後の作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。
(六)	運転キー	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
(七)	安全ベルト	安全ベルトの状況	目視により確認する。	変形若しくは破損により切断するおそれがあること又は切断していること。
		装着の状況	装着することにより確認する。	バックルを装着できないこと又は装着した状態を保持できないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	装置の取付ビス又はボルトに緩みがあること。
(八)	いすの折りたたみ機構	作動の状況	作動の状況を確認する。	いすの折りたたみ機構が折りたたまれた状態又は開いた状態を保持しないこと。
		損傷の状況	目視により確認する。	構成部材の損傷、摩耗等によりいすが水平な状態を保持できないこと。

三 乗 り 場 及 び 階 段	(一)	乗り場の押しボタン等	押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等から手を離しても停止しないこと。
	(二)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。
	(三)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(四)	折りたたみレール	ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。
			進入防止用安全スイッチの作動の状況	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。
			進入防止用ストッパーの状況（機械式のものに限る。）	目視及び触診により確認する。	進入防止用ストッパーの取付けが堅固でないこと。
	(五)	移動ケーブル及びトロリーの	移動ケーブルの軌跡の状況	目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。

		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
(六)	充電装置	充電の状況	充電されることを確認する。	充電されないこと。
		端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。
		接触子の状況	目視により確認する。	接触子に変形、摩耗、錆又は腐食があること。
(七)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。

別表第五

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
一 機 械 室	(一)	機械室内の状況	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	機械室内に昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じていること。	
			汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損があること。	
	(二)	制御器	開閉器及び遮	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電	電氣的に開閉しないこと。

	断器		氣的に開閉することを確認する。	
(三)	接触器、 継電器	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
		及び運 転制御 用基板	電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。
		ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
(四)	ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
(五)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。）	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては〇・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。
(六)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(七)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。

		発熱の状況	触診により確認する。異常な発熱があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。異常な振動があること。
		整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。著しい火花があること。
		ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。ピグテールの金具から五ミリメートル以内であること。
(八)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
		パッドの厚さの状況	イ 次の定期検査時又は定期点検時までにパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。
			ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの一・二倍（電気制動式のものにおいては、一・一倍）以下であって、重点的に点検が必要な状態にあること。
		パッドとドラム及びディスクと	目視及び聴診により確認する。走行中にパッドとドラム又はディスクが接触

		の接触の状況 (同心軸上にて 回転するパッド により制動する ものを除く。)		していること。
		ブレーキ制動時 のプランジャー の状況	踏段を保持している状 態において目視により 確認し、ストロークを 測定する。	イ プランジャーが他 の機器等と干渉して いること又はプラン ジャーのストローク が要是正となる基準 値から外れているこ と。 ロ プランジャーのス トロークが要重点点 検となる基準値から 外れていること。
		ブレーキコイル の発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常 な発熱があること。
		構成機器の作動 の状況	作動の状況を確認す る。	作動時に異常音若しく は異常な振動があるこ と又は作動が円滑でな いこと。
		停止距離の状況	踏段の無積載上昇時に 非常停止ボタンを押 し、停止距離を測定す る。	平成十二年建設省告示 第千四百二十四号第三 号の規定に適合しない こと。
(九)	減速機	潤滑油の油量の 状況	オイルゲージ等を目視 により確認する。	油量が適量でないこ と。
		潤滑油の劣化の 状況	色及び不純物を目視に より確認する。	著しい変色又は摩耗粉 があること。
		油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著し い油漏れがあること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があるこ と。

		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
(十)	駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）	駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること。	
		スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。	
		駆動鎖の伸びの状況		駆動鎖の伸びを測定する。	イ 駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。
					ロ 駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。	イ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。
					ロ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
		給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	
(十 一)	踏段反転装置	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いの状況（ベルトのものを除く。）	目視及び聴診により確認する。	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いに異常があること。	

			反転装置の作動の状況	目視及び聴診により確認する。	踏段の反転が円滑でないこと。
			踏段鎖の張りの状況（ベルトのものを除く。）	目視により確認する。	従動輪に著しい揺れがあること。
二 昇 降 口	(一)	ランディングプレート	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(二)	くし板	欠損の状況	目視により確認する。	くし歯が欠損していること。
	(三)	くし板及び踏段のかみ合い	かみ合いの状況	目視により確認する。	くし板と踏段とのかみ合いに異常があること。
	(四)	インレットガード	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(五)	昇降起動スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(六)	警報及び運転休止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	警報音が鳴動しないこと又は運転休止ができないこと。
	(七)	速度	踏段の上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時の踏段の速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の百十パーセントを超えていること。
三 中 間 部	(一)	ハンドレール駆動装置	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
			ハンドレールの駆動力の状況	踏段の下降中に上部乗り場においてハンドレールを手で水平に引っ張ることにより確認し又はばね秤等を使用しハンドレールが停止す	イ ハンドレールが百五十ニュートン未満の力により停止すること。 ロ 駆動輪、ローラー若しくはベルトにき

			る力を測定するとともに、駆動装置の劣化の状況を目視及び聴診により確認する。	裂、摩耗等があること又は異常音があること。
		ハンドレールと踏段の同期の状況	踏段の上昇及び下降中に踏段上でハンドレールをつかみ、踏段とハンドレールの同期を確認する。	令第二百二十九条の第十二項第三号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第二第三号ト）の規定に適合しないこと。
(二)	ハンドレール	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(三)	内側板	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(四)	踏段	踏面とライザー面の劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		ローラーゴムの劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(五)	踏段レール又はローラー	劣化及び振動の状況	目視により確認し、踏段上での振動の有無を確認する。	著しい損傷若しくは腐食があること又は踏段上で異常な振動があること。ただし、ローラーにあつては剥離、損傷、ローラー締結部の緩み等によりベルトの運行に支障が生ずるおそれがあること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(六)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
		ベルトの劣化の状況	目視により確認する。	剥離、摩耗、亀裂又はたるみがあること。

		階段相互のすき間	上水平部において最も大きい階段相互のすき間を測定する。	イ 平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第二第三号ハ）の規定に適合しないこと。 ロ 平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第二第三号ハ）に定める基準の〇・九五倍を超えていること。	
	(七)	スカートガード	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			階段とスカートガードのすき間	全長にわたり目視により確認し又は測定する。	平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第一号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第二第三号ロ）の規定に適合しないこと。
四 安 全 装 置	(一)	インレットスイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	平成十二年建設省告示第千四百二十四号第二号ホの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
	(二)	非常停止ボタン	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(三)	スカートガード	設置及び作動の状況	設置の状況を目視によ	平成十二年建設省告示

)	スイッチ	状況	り確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	第千四百二十四号第二号ニの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
(四)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	平成十二年建設省告示第千四百二十四号第二号イの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
		可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
(五)	踏段浮上り検出装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。
		可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
(六)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動

				動しないことを確認する。	しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。
			可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
			設定の状況	駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認する。	設定されていないこと。
	(七)	ハンドレール停止検出装置	作動の状況	ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	作動しないこと。
五 安 全 対 策	(一)	交差部固定保護板	取付けの状況	目視及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。	平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第三号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
	(二)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が百四十ミリメートル未満であること又は二百ミリメートルを超えていること。
		外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が百ミリメートルを超えていること。	

		ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は距離を測定する。	ハンドレールから仕切板までの距離が五十ミリメートル未満であること又は百五十ミリメートルを超えていること。
		取付けの状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		破損の状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認する。	破損していること。
(三)	落下物防止網	破損の状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認する。	破損していること。
(四)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視により確認し又は測定する。	踏段から鉛直距離二千五百ミリメートル以内に障害物があること。
(五)	交差部可動警告板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	可動警告板が厚さ三ミリメートル未満、前縁の円筒部が直径五十ミリメートル未満又は円筒部がハンドレールを乗り越えること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
(六)	踏段面注意標識	標識の状況	目視により確認する。	標識が鮮明でないこと。

				と。	
	(七)	登り防止用仕切板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	ハンドレールから仕切板までの距離が五十ミリメートル未満であること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
	(八)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置（連動停止装置が必要なものに限る。）	設置及び連動停止の作動の状況	設置の状況を目視により確認し並びにシャッター及び戸の閉鎖を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	平成十二年建設省告示第千四百二十四号第二号ハの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
六	(一)	車いす搬送用踏段（車いす搬送用踏段が必要なものに限る。）	車いすを搬送する運転の状況	目視により確認する。	踏面が同一水平でないこと又は車止めに異常があること。

別表第六

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一	(一)	機械室への経路及び点検口の戸	機械室への経路の状況	目視により確認する。	機械室への経路が確保されていないこと。
			点検口の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	戸がないこと、戸が破損していること又は解錠若しくは施錠ができないこと。
	(二)	点検用コンセント	設置の状況	目視により確認する。	コンセントが設置されていないこと。
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
			通電の状況	点検灯、作業灯、テスター等により通電の状況を確認する。	通電していないこと。

(三)	制御器	開閉器 及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
(四)		接触器、 継電器 及び運 転制御 用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
			電動機主回路用 接触器の主接点 の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
			ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
(五)		ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
(六)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。）	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては〇・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。
(七)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊

					結されていないこと。
(八)	卷上機	減速歯車	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
			油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
(九)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況（巻胴式のものを除く。）	主索及び溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りが十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくはU溝を除く溝で主索が底当たりしていること又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること。	
			回転の状況	振動を触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音又は異常な振動があること。
			欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
(十)	軸受	発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	

		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
(十一)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。
		パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 次回の定期検査時又は定期点検時までにはパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。
				ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの一・二倍（電気制動式のものにあつては、一・一倍）以下であつて、重点的な点検が必要な状態にあること。
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況 （同心軸上にて回転するパッドにより制動する	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。

		ものを除く。)		
		ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
		構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
		作動時の状況 (電気制動式のものに限る。)	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。
		制動力の状況	かごの無積載上昇時(巻胴式にあってはかごの無積載下降時)にブレーキの制動を確認する。	ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。
(十二)	そらせ車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(十三)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
(十四)	主索の緩み検出	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

	四)	装置		認する。	と。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(十 五)	主索の巻過ぎ検 出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
			作動の位置	作動したときのかごと緩衝器等とのすき間及びロープの巻き溝の状況を確認する。	かごが緩衝器等に接する前に作動しないこと又はロープの巻き溝がなくなる前に作動しないこと。
	(十 六)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の百二十五パーセントを超えていること。
二	(一 か ご 室	かごの壁又は囲 い、天井及び床	かごの構造及び 設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
			可燃物の状況	目視により確認する。	難燃材料を使用していないこと。
	(二)	積載量の標識	設置及び表示の 状況	設置及び表示の状況を確認する。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。
	(三)	搭乗禁止の標識	設置の状況	目視により確認する。	設置されていないこと。
	(四)	かごの戸	戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
三	(一 最 上 階 出 し	主索	径の状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車	最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。

入 れ 口			による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。
		素線切れの状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
	(二)	主索の張り	張りの状況	触診により主索の張り

			が均等であることを確認する。	と。
(三)	主索の取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
		主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
(四)	上部リミット（強制停止）スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時にかごが上昇すること。
		作動の位置	作動の位置を確認する。	かごが最上階を行き過ぎても停止せず、昇降路の頂部に衝突すること又は衝突するおそれがあること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(五)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩損の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。
(六)	かご吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる	ナットに緩みがあるこ

				打検等により確認する。	と。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
四 各 階 出 し 入 れ 口	(一)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の第十三二号の規定に適合しないこと。
	(二)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠	戸及び出し入れ口枠の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百四十六号第七号の規定に適合しないこと。
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
			ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあつては敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に

				寄せたときにおいて、容易にドアシューが外れること。
		戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の第十三二号の規定に適合しないこと。
		戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
		連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により、運行に支障が生じていること。
(三)	操作ボタン及び信号装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタン又は信号装置が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
(四)	走行停止ボタン又はスイッチ	設置及び作動の状況	かごの走行中にボタン等を押して確認する。	設置されていないこと又は作動せずかごが停止しないこと。
(五)	ドアスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の第十三三号の規定に適合しないこと又は全閉位置から三十ミリメートルを超えるすき間があり、戸が開いた状態においてかごが走行すること。
(六)	ドアロック	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十九条の第十三四号の規定に適合しないこと。

		劣化の状況	目視により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。
				ロ 変形があること。
	(七) 戸開放防止警報装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	戸を開放した後、三分以上経過しても作動しないこと。
	(八) 二方向同時開放警告装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	二方向の戸が同時開放されたときに作動しないこと。
	(九) 積載量の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。
	(十) 搭乗禁止の標識	設置の状況	目視により確認する。	設置されていないこと。
	(十一) ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
五 最 下 階 出 し 入 れ 口	(一) 下部リミット(強制停止)スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時にかごが下降すること。
		作動の位置	作動の位置を確認する。	かごが最下階を行き過ぎても停止せず、ピット床に衝突すること又は衝突するおそれがあること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(二) ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
		冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
		ピット内機器の	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食が

		状況	認する。	あること。
(三)	釣合おもり底部 すき間	すき間の状況	ピット床又は緩衝器と釣合おもり底部のすき間を目視により確認する。	かごが最上階に停止させたときにすき間がないこと。
(四)	釣合おもりの各部	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	おもり片の落下等のおそれがあること又は取付けが確実でなく運行に支障が生じていること。
		ガイドシユー等の摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
(五)	釣合おもりの吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(六)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷していること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
(七)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		復帰時の状況	目視により確認する。	非常止め装置とガイドレールが接触している

				こと。
(八)	釣合おもり非常 止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		復帰時の状況	目視により確認する。	非常止め装置とガイドレールが接触していること。

別記第一号 略

別記第二号 略

別記第三号 略

別記第四号 略

別記第五号 略

別記第六号 略

別添1様式 略

別添2様式 略